

第6期嬉野市農業委員会  
第12回定例総会議事録

令和4年 7月1日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第12回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	不動山狩立 携帯基地局建設	R4.7.1	報告
	2	岩屋川内大多布 携帯基地局建設	R4.7.1	報告
	3	谷所本谷 携帯基地局建設	R4.7.1	報告
	4	谷所三本杉 携帯基地局建設	R4.7.1	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田蔵畝町 外28筆	R4.7.1	決定
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩1~9	五町田 熊野 外17筆 賃借権・使用貸借権	R4.7.1	承認
	嬉1~10	吉田 三本柿 外18筆 賃借権・使用貸借権	R4.7.1	承認
	市1~12	谷所二本柳 外17筆 賃借権・使用貸借権	R4.7.1	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山皿屋谷 外1筆 親族間の贈与	R4.7.1	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田辺田 駐車場	R4.7.1	許可
	2	下宿一本桜 外1筆 一般住宅	R4.7.1	許可
	3	下野一本杉 太陽光発電設備設置	R4.7.1	許可
	4	吉田皿屋 宅地拡張(車庫)	R4.7.1	許可
議案第5号		非農地証明願について		
	1	下宿白仁田 外1筆 山林・原野	R4.7.1	決定

第6期嬉野市農業委員会 第12回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 7月 1日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 大集会室
- 3 開会日時 開会 7月1日 午後1時30分 議長 石橋 勇市  
及び宣告 閉会 7月1日 午後2時23分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	
1	松元 正行	○	憲章朗読	8	梶原 文雄	○	
2	西田 昭義	○	議事録署名	9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○		10	團 達美	○	
4	峰 正己	○	議事録署名	11	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○	事前審査班長	12			
6	前田 安一	○					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	持田 晋作	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

## 6 報 告

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について . . . . . 4件

## 7 議 案

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について . . . . . 18件

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について . . . . . 別添

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について . . . . . 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について . . . . . 4件

議案第5号 非農地証明願について . . . . . 1件

## 8 その他



しくお願いします。

議長  
委員

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。  
〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、質疑を終結し、整理番号1番 を終わります。

議長  
事務局

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号2番です。

貸付人は、大野原の ○○ ○○ 様

借受人は、東京都世田谷区の ○○○○

○○ ○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 大多布 ○○○○番

地目は畑、面積は(1,409 m<sup>2</sup>のうち) 3. 0 m<sup>2</sup>です。

用途は、携帯電話基地局設置(周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため、携帯電話基地局を設置したい)ということです。

隣接は、東は里道、西・南は道路、北は里道 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件について、永尾委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

ここはですね、周りが茶園で写真のとおり平らかに所です。民家もなく問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長  
班長

続いて、事前審査の結果について、中島委員、班長として報告をお願いします。

ここもですね、携帯基地局の建設で別段問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長  
委員

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。  
〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、質疑を終結し、整理番号2番 を終わります。

議長  
事務局

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。

貸付人は、鳥越の ○○ ○○ 様

借受人は、東京都世田谷区の ○○○○

○○ ○○ 様です。

所在地は、大字谷所 本谷 ○○○○番

地目は畑、面積は(1 3 2 m<sup>2</sup>のうち) 3. 0 m<sup>2</sup>です。

用途は、携帯電話基地局設置(周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため、携帯電話基地局を設置したい)ということです。

隣接は、東は田・宅地、西・南は宅地、北は道路 です。

図面は6ページと7ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。







委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から9番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1ページから2ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から9番までについて です。

貸し手人は 熊野の ○○ ○○ 様、外8名様、

借り手人は 熊野の ○○ ○○ 様、外5名様です。

所在地は、大字五町田 熊野 ○○○○番 外17筆、

地目はすべて田で、面積は 20,322 m<sup>2</sup>です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は3年から5年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から9番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表3ページから4ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から10番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から10番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページから4ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から10番についてです。

貸し手人は 真上吉田の ○○ ○○ 様 外8名様、

借り手人は 真上吉田の ○○ ○○ 様 外7名様です。

所在地は、大字吉田 三本柿 ○○○○番 外18筆、

地目は田と畑、田の面積が 17,891 m<sup>2</sup>、

畑の面積が 2,592 m<sup>2</sup>、田畑合計で 20,483 m<sup>2</sup>です。



事務局

議案書18ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 佐賀市の ○○ ○○ 様、

譲受人は 美野辺田の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字五町田 辺田 ○○○○番、地目は畑、面積は174㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、現在区の駐車場がなく、困っていましたが、公民館西側の土地所有者に購入したく相談したところ、譲渡してもよいとの事でしたので、区の駐車場として転用したいということです。

東は道路、西は山林、南・北は宅地 です。

この契約は贈与によるものです。一部進入口をコンクリートしてあり、始末書が添付されております。

図面は19ページと20ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

前田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

美野の公民館の前で公園がありまして、鉄棒やブランコ等の遊具があったと思います。埋蔵文化財の指定区域内ということで、コンクリも何もしないと言うことです。美野の一〇〇〇〇さんが手掛けられておられますので宜しくお願いします。

推進委員

バラスをすくだけです、問題は無いと思います。

議長

続いて、事前審査の結果について、中島委員、班長として報告をお願いします。

班長

今ですね、前田委員さんと〇〇〇〇さんが言われた通りですね、問題は無いと言うことでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 今寺の ○○ ○○ 様、

借受人は 武雄市山内町の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字下宿 一本桜 ○○○○番 外1筆、地目は2筆とも田、

面積は、合計で691㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、申請地は以前よりイノシシ被害が多く、耕作が難しく農地での管理が

困難である。親子間の申請で、今後は同居する予定であり、隣接居住者は貸付人の娘でもあり、今回の転用申請に至りました ということです。

東は里道、西は水路、南・北は宅地 です。

この契約は親子間の使用貸借です

図面は21ページから22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

今寺の寿スタンドのあったところから入ったところですよ。前の方は〇〇さんの妹になられるかたが家を建てられて住んでおられますけども、別に兄弟で隣同士建ててもですね。排水は、横しには溝が通っておりますので、そこに排水されるということで、問題ないと思います。ただですね、ここは結構高めんさごたつですもんね、下の方の家の方には相談した方がいいんじゃないでしょうかと、本人さんに言いましたけど、多分いかれると思います。家を建てるなら別に問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議 長

中島委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、團委員さんが言われた通りですね、ここは2筆あります。段差がありまして、上の方が約1m埋め立てると、下の方は1.8mぐらい埋め立てですね。下の家と5mぐらい離して建てるということで、下の方の家の方は、了解を貰っていると言うことで、家を建てるには問題はないかと思っております。水路はですね、埋め立てと同時にコンクリートで造るということでしたので、問題はないかなと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 福岡県小郡市の 〇〇 〇〇 様、

譲受人は 鹿島市の 〇〇 〇〇 様です。

所在地は、大字下野 一本杉 〇〇〇〇番、地目は田、

面積は135㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在休耕地である。土地の有効利用のため、太陽光発電設備として転用したい ということです。  
東・西・南は水路、北は道路 です。  
売買価格は、反当たり 200,000 円、  
全体で 27,000 円です。  
図面は 2 3 ページから 2 4 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。  
以上です。

議 長  
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。  
ここは、先月申請されたところの引き続きの三角のところ。道路が〇〇さんの土地になっているということで、〇〇〇〇さんここにお願いに行ってもどうですかと言ったら、調停にかけて裁判すつごと最初はいいよんさつたですけど、次の日になったら、区の方ではタッチはせんと言っていて、その後はどぎゃんなつとつか知らんですけど、農業委員会としては、こころあたりで、自分の仕事ではないと言っていて（道の方ですね）不動産の方でしんさつですけど、まだわからんです。太陽光の件は別に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長  
班 長

中島委員、班長としての報告をお願いします。  
太陽光設置については問題ないと思っておりますので、よろしく審議の方お願いいたします。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。  
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号 4 番です。  
貸付人は 皿屋の 〇〇 〇〇 様、  
借受人は 皿屋の 〇〇 〇〇 様です。  
所在地は、大字吉田 皿屋 〇〇〇〇番の一部 地目は畑、  
面積は、2 7 7 m<sup>2</sup>のうちの 113 m<sup>2</sup>。  
農地区分は第 2 種農地、用途目的は宅地拡張（車庫）です。  
事由は、既存の住宅敷地を拡張し、車庫用地として転用したい ということです。  
東は道路、西は堤・宅地、南は宅地、北は田 です。  
この契約は親子間の使用貸借です。



議 長  
地域担当・班長

山口委員、地域担当委員、としての説明、意見、報告をお願いします。  
場所は、〇〇〇〇の上の方にあたる所です。事務局の説明があった通りで、すでに山林化されてありました。別段問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

議 長  
地域担当・班長

坂本委員、地域担当委員、としての説明、意見、報告をお願いします。  
山口委員が言われた通りです。30年以上と言うことで、竹林と雑木の山です。山の頂上部分にありまして、これ以上のことは不可能なことだと思われ

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

それでは、会議を閉じます。

第6期嬉野市農業委員会第12回定例総会を閉会します。

( 午後 2 時 23分 閉会 )